

HACCPハード事業における 輸出事業計画策定の参考資料

輸出・国際局輸出支援課 HACCPハード班
令和8年4月

目次

1. 輸出事業計画の概要

- (1) 制度の概要 . . . P 2
- (2) 計画認定の流れ . . . P 3

2. 輸出事業計画の策定

- (1) 輸出事業計画（様式1（別紙））
の記載方法について . . . P 8
- (2) 輸出事業計画（公表用：様式2）
の記載方法について . . . P 16
- (3) 重点品目ごとの留意事項 . . . P 18
- (4) 食料システム構築計画の見なし措置
における留意事項 . . . P 25
- (5) チェックリスト . . . P 26

3. お問い合わせ先 . . . P 27

(参考)

輸出事業計画の認定を受けた者に対する
関連事業の優遇措置等

1. 輸出事業計画の概要

(1) 制度の概要

輸出事業計画とは

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業に関する計画を作成し、農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができます。（法第三十七条より）

輸出事業計画認定のメリット

輸出事業計画の認定を受けることにより、以下のメリットを受けることができます。

- ・ 関連事業における優遇措置（優先採択等）
- ・ 支援チーム（国、JETRO、都道府県、専門家等）によるサポート
- ・ 日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）による融資（農林水産物・食品輸出基盤強化資金）
- ・ 施設等の整備に対する所得税・法人税の特例
- ・ 公庫によるスタンバイ・クレジット制度
- ・ 食品等持続的供給推進機構による債務保証
- ・ 農地転用手続きのワンストップ化

輸出事業計画の認定基準（認定規程第3の3）

提出された輸出事業計画は、「輸出事業計画の認定規程」（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づき、審査されます。主な認定の基準は以下の通りです。

（主な認定基準）

- ・ **ターゲットとする輸出先国のニーズを具体的に把握**していること。
- ・ **輸出に対応するための課題と取組が明確な内容**となっていること。
- ・ **目標年における輸出額の設定が現在の商流と新たな商流から適正な設定**となっていること。
- ・ 輸出事業計画の策定、計画策定後の実証や策定した計画の見直しを行うため、コンサルティング会社、JETRO、輸出の専門家などの**輸出事業に関する知見を有する者と連携して、PDCAサイクルを回せる体制が整備**されていること。

➤ このほか、農地法の特例（農地転用手続きのワンストップ化）に係る内容を含む場合は、その内容が農地法第4条第6項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合又は同法第5条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合のいずれにも該当しないこと。

★**輸出事業計画の認定には、GFPコミュニティサイト (<https://www.gfp1.maff.go.jp/>) に登録していることが必要です。**

1. 輸出事業計画の概要

(2) 計画認定の流れ

輸出事業計画の類型

輸出事業計画は、策定の目的により以下の10パターンに分類され、それぞれの分類によって、認定までの流れが異なります。

- ① GFPグローバル産地づくり推進事業を活用する場合
- ② 関連事業における優遇措置（優先採択等）を希望する場合
- ②-1 食料システム構築計画のみなし措置を希望する場合
- ③ 輸出事業計画とリンクした輸出予算事業の活用を希望する場合
- ④ 支援チームによるサポート等を希望する場合
- ⑤ 公庫の制度資金や債務保証（スタンドバイ・クレジット）を活用する場合
- ⑥ 農地法の特例を受ける場合
- ⑦ 食品等持続的供給推進機構による債務保証を受ける場合
- ⑧ 税制上の特例（割増償却）を受ける場合
- ⑨ ①～⑧の複合型
- ⑩ 計画策定のみで特段の支援を希望しない場合

※各種支援措置（上記①から⑨）を受けられる対象は、基本的には輸出事業計画の認定を受けた者（認定輸出事業者）となります。

認定輸出事業者と支援を受けたい者の名称が異なる場合（認定輸出事業者が協議会やコンソーシアム等であって、その構成員が支援を受けたい場合など）は、支援措置によって取り扱いが異なりますので、輸出事業計画の申請前に個別にご相談願います。

それぞれの類型における計画認定までの流れは
次ページ以降を参照 →

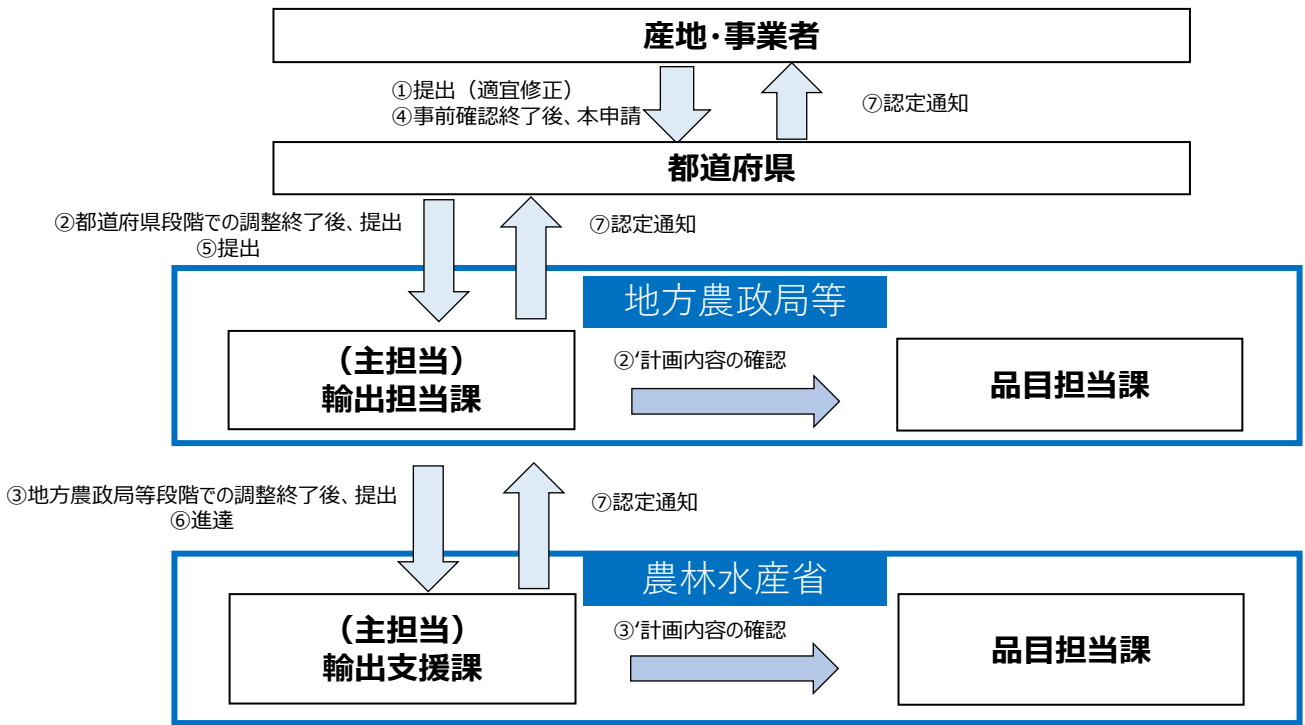
輸出事業計画を審査するにあたって

- ・ 輸出担当課、品目担当課及び関連事業担当課は、必ず相互に確認を行う。
- ・ ③輸出事業計画とリンクした輸出予算事業の活用を希望する場合の計画については、必ず、事業担当ラインにて内容の事前調整を行う。（補助事業の実施計画で求める水準の事項を輸出事業計画に盛り込む必要があるため。）
- ・ 酒類の計画については、国税庁酒税課と事前の内容確認を行い、法第37条第5項に基づき、財務大臣への通知を行う。

I ①～④を含む計画の場合

【提出書類】様式1、様式2（必要に応じて様式1-1、1-2-1又は1-2-2、1-3、1-4）

【留意点】・都道府県→地方農政局等（輸出担当課、品目担当課等）→本省（輸出支援課、品目担当課等）の順に内容の事前確認を行う。

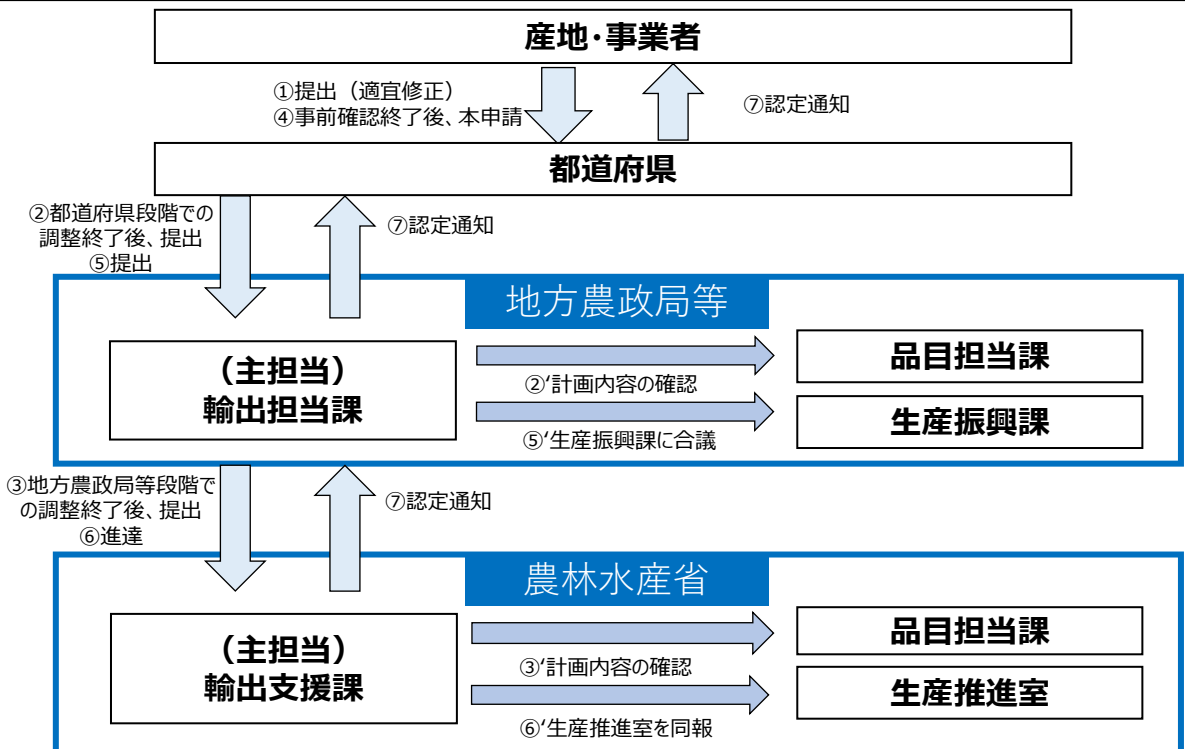


★ ②-1 食料システム構築計画のみなし措置を希望する場合 (認定フラッグシップ輸出産地に限る)

【提出書類】様式1、様式2（必要に応じて様式1-1、1-2-1又は1-2-2、1-3、1-4）

さらに、**食料システム構築計画の別紙様式第2号-1を別途提出すること。**

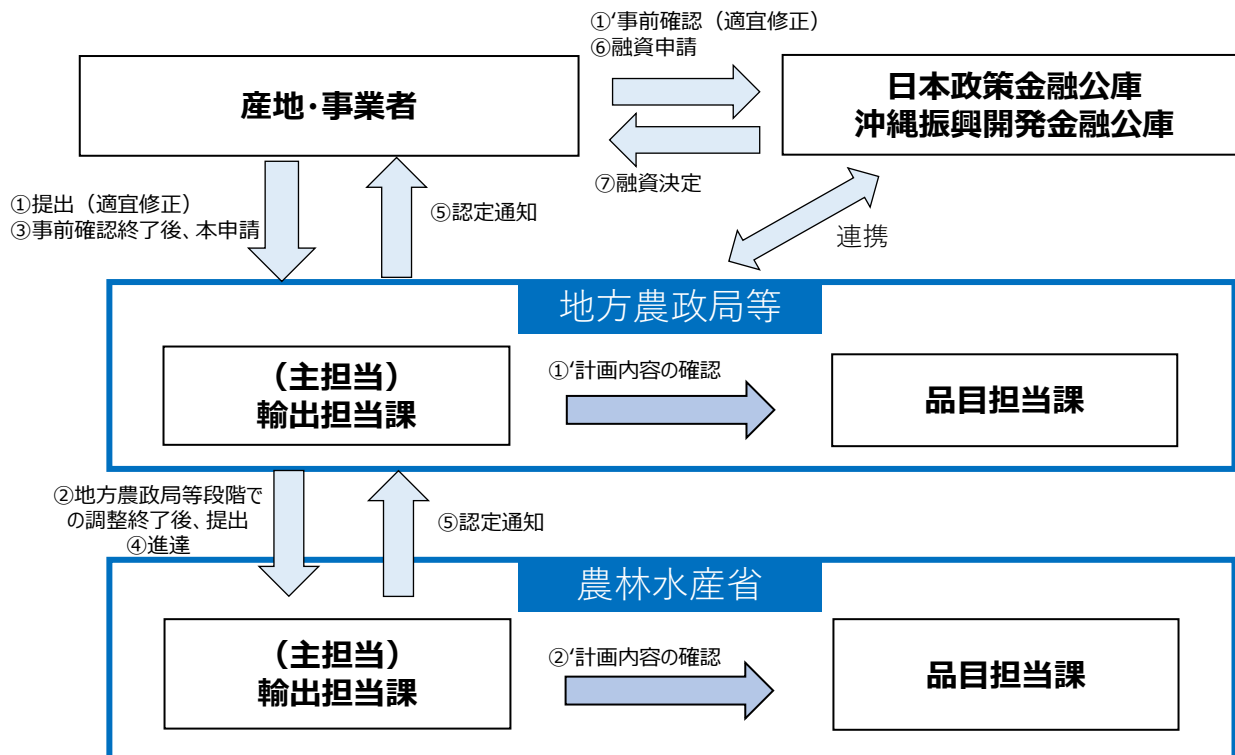
【留意点】・都道府県→地方農政局等（輸出担当課、品目担当課、生産振興課等）→本省（輸出支援課、品目担当課、生産推進室等）の順に内容の事前確認を行う。
 ・みなし措置を希望する場合、P24の事項を輸出事業計画に明記すること。



Ⅱ ⑤公庫による融資（農林水産物・食品輸出基盤強化資金）及び債務保証を活用する場合

【提出書類】様式1、様式1-1（資金使途に施設の整備が含まれる時のみ）、様式1-3（申請者が農林漁業者等の場合は不要）

【留意点】・申請前に、公庫による申請書類の確認を必ず受けること。
・公庫の債務保証を受けようとする場合は、様式1にその旨を記載する（様式1-1、1-3は不要）

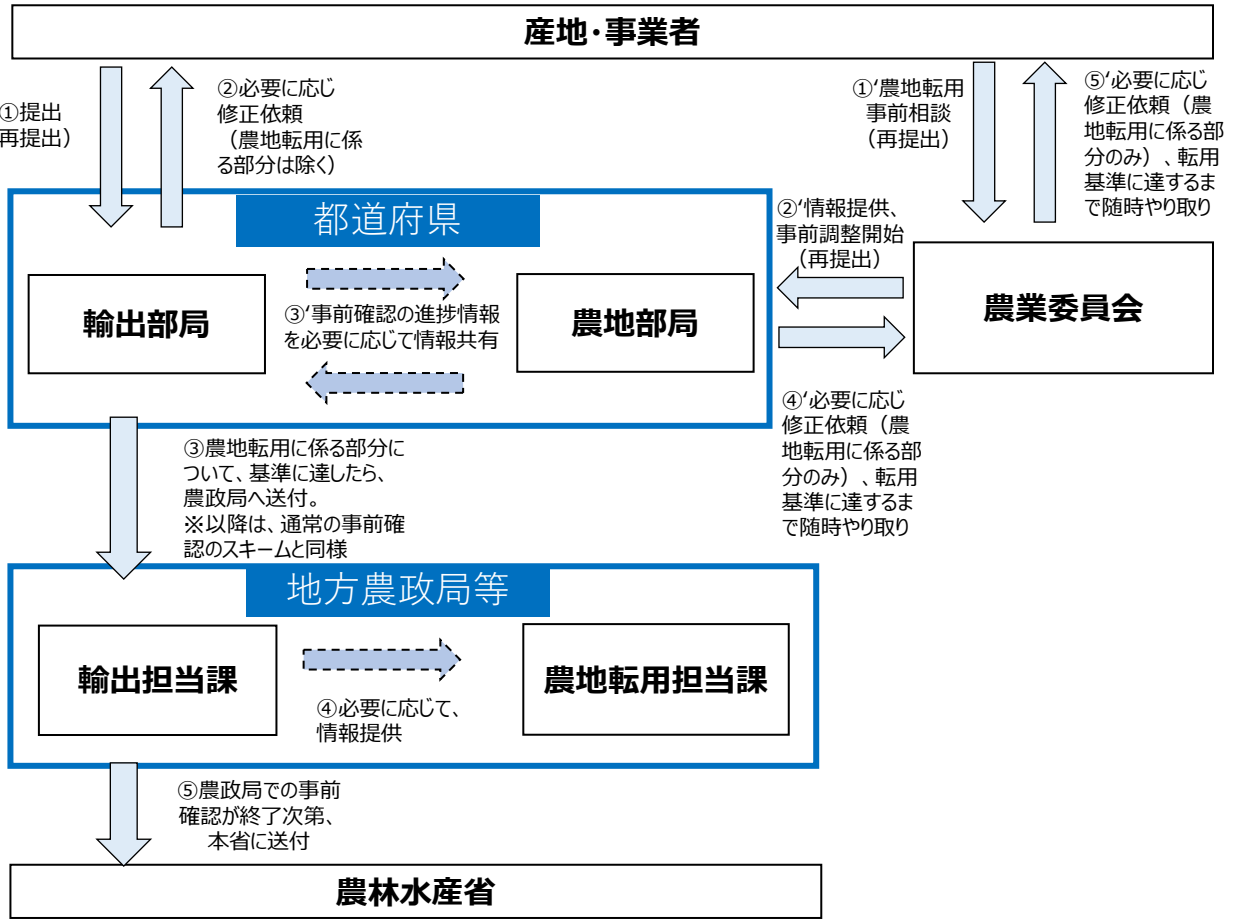


Ⅲ ⑥農地法の特例を受ける場合

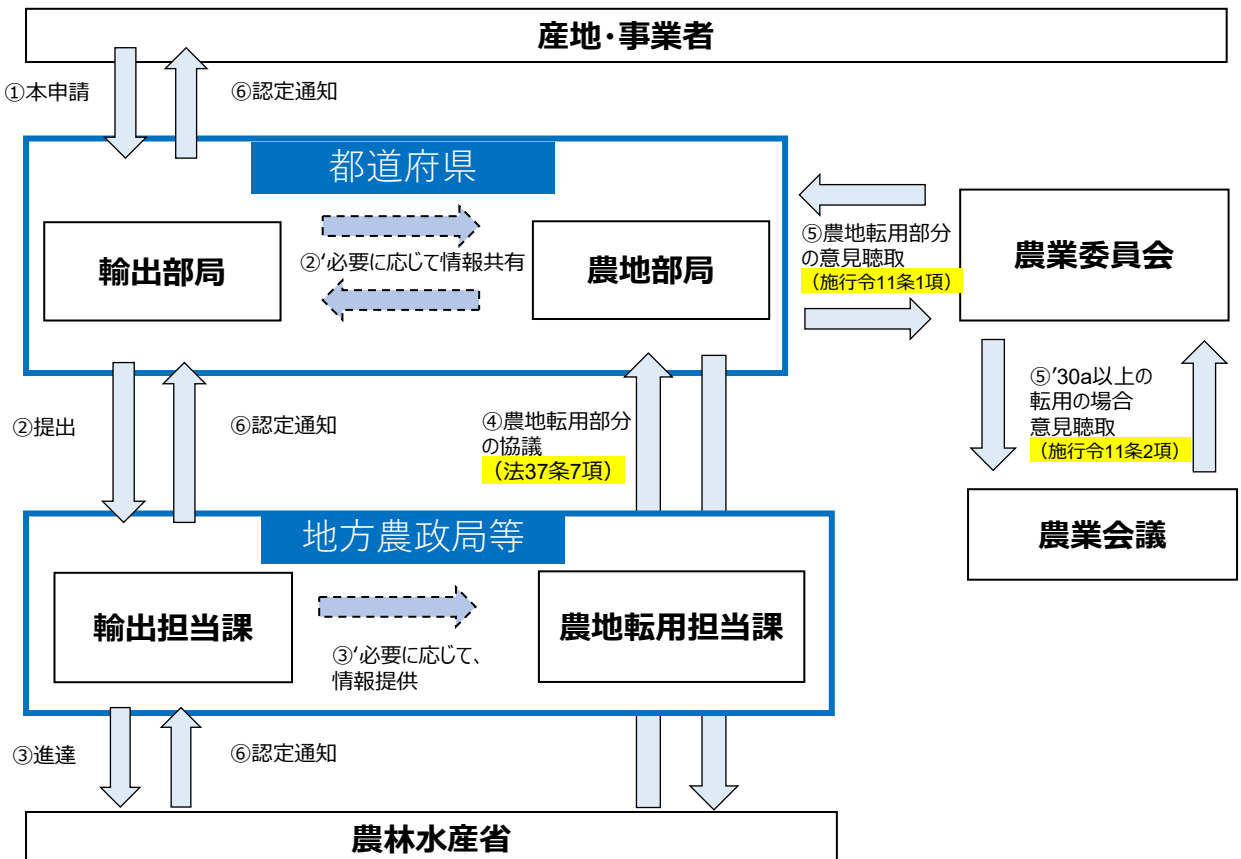
【提出書類】様式1、様式1-1、様式1-2-1又は1-2-2、様式2

【留意点】・農地転用に係る部分は農業委員会による事前調整を行うことが望ましい。

事前調整段階



事前調整後

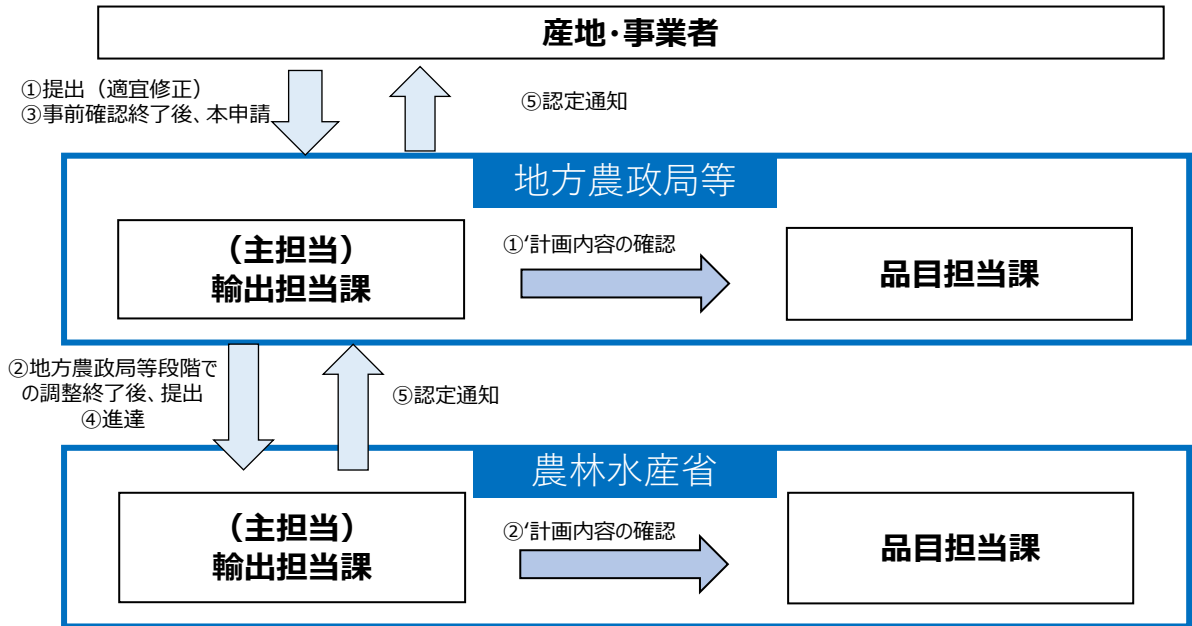


IV ⑦⑧のみの場合、及び⑩計画策定のみ（特段支援を活用しない）の場合

【提出書類】 ⑦、⑩：様式1のみ

⑧：様式1、様式1-1、様式1-4

【留意点】 ・⑦食品等持続的供給推進機構の債務保証を受けようとする場合は、様式1にその旨を記載する。



2. 輸出事業計画の策定

(1) 輸出事業計画（様式1(別紙)）の記載方法について

【はじめに】

輸出事業計画は、以下の4つの基準を満たしていることが必要です。これらの情報を網羅できるように、申請書を記載いただく必要があります。

《輸出事業計画の認定基準》

- (1) ターゲットとする輸出先国のニーズを具体的に把握していること。
- (2) 輸出に対応するための課題と取組が明確な内容となっていること。
- (3) 目標年における輸出額の設定が現在の商流と新たな商流から適正な設定となっていること。
- (4) 計画の策定、計画策定後の実証や策定した計画の見直しを行うため、コンサルティング会社、JETRO、輸出の専門家などの輸出事業に関する知見を有する者と連携して、PDCAサイクルを回せる体制が整備されていること。

様式1(別紙)

輸出事業計画

1 基本情報

| | | | |
|----------|-----------|----------------|-----------|
| 申請者名 | 〇〇輸出拡大協議会 | 品目 | ×××× |
| 都道府県名 | ●●県 | 産地のエリア又は事業実施地区 | △△地区 |
| 市町村名 | ▼▼市 | 事業実施期間 | 年 月 ~ 年 月 |
| 申請者の事業概要 | | | |

【事業実施期間】

- 優先採択を希望される関連事業や、活用を希望する公庫融資の趣旨にあわせて、期間を設定してください。
- 終期については、申請者の決算年度など成果目標を把握しやすい時期で設定してください。
●年▲か月等の端数があっても構いません。
- 「3課題と取組」「6現状と目標」「7資金計画」と整合がとれるように記載してください。

【申請者の事業概要】

- 申請者が行っている事業について、設立・事業目的・実施状況等を簡潔に記入してください。（輸出関連以外の事業も、可能な範囲でご記入ください。）

(記載例)

申請者の事業概要

当社は●●県▼▼市の△△地区の地域産品である××××の生産農家を起源としており、地元の青果市場向けに生産を行っていた。昭和〇〇年に法人化してからは、××××を主な取扱い品目とし、生産・加工・販売までを一手に担っている。近年では、周辺農家からの買い取りや品種改良の共同研究を行っており、売り上げの一部を農家へ還元するなどして、周辺農家の所得向上へも取り組んでいる。当社から生産された産品は、主に地元の商社を通じて国内へ流通しているが、品質と知名度の向上に伴う販路拡大のため、海外展開を視野に積極的に活動している。

2 輸出に当たってのニーズの把握状況(背景と根拠)

主に以下の3点について、内容に盛り込んでください。

①【背景】

- ・輸出品目の特色
 - ・都道府県内の農林水産業・食品産業における位置づけ
 - ・産地の状況 など
- ※産地の強み（「品目や産地の特徴」等）や取り巻く環境の変化（「生産者の減少」や「販売価格の低迷」等）を踏まえて、「3 課題と取組内容」に繋がるような内容を記載してください。

②【これまでの輸出の取組】

- ・輸出に取り組んだきっかけ（輸出実績が無い場合は取組むきっかけ）
 - ・これまでの輸出実績
 - ・海外市場を見据えた輸出体制整備及び施設整備の経緯やPR活動の実施状況 など
- ※例：「●●向けの輸出を目指し、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備（緊急対策）事業を活用して施設整備を行い、バイヤーから求められているXX認定を令和■年に取得する予定である。」
- ・その他PR活動、セミナー・食品展示会等への参加、商談の実施状況 等

③【ターゲット国のニーズ及び規制等】

- ・まずは**ターゲット国を明確に記載**してください。
併せて、**その国をターゲット国にした理由も記載**してください。
- ・次に、**ターゲット国ごとに、ニーズや規制等の把握状況を記載**してください。
- ・小売り向けか、外食向けか、高所得者層を狙うのか、中所得者層も視野に入れるか、などの視点も記載してください。
- ・HACCPハード事業を活用した規制対応を行う場合、取得する認定等の種類や品目、これまでの商談等の取組状況について記載して下さい。
- ・「4 現在の商流の状況と今後の商流の展開」「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」と整合がとれるように記載してください。一致しない場合はターゲット国とそうでない国とをすみ分けて記載してください。

※**輸出先国の法令や規制等を踏まえ輸出できる品目になっているかを確認**してください。

(記載にあたって参考とすべきデータ)

- ・これまでに参加した現地展示会における商談やアンケート調査に基づく分析結果
- ・現地バイヤー・取引先に対する電話等のヒアリングによる最新の状況
- ・JETROの現地調査報告等の公開データ 等

(記載例)

【背景】

××××は、温暖な気候に恵まれた●●県で広く栽培されており、中でも△△地区は～～～という特徴から、県内でもトップクラスの品質と生産量を誇る。特に××××の中でも、××は、通常のもの比較して糖度が高く人気が高いことから、ジャパンブランドして海外にも知れ渡っており、世界的に需要が拡大しつつある。

県では、この××を特定産品として位置付けており、生産量の増加や国内外への販路拡大を政策目標として掲げるなど、県としても力を入れている。

【これまでの輸出の取組】

××××は長期保存が難しく、当社は創業時より地元の商社との取引を重視してきたため、いままで積極的に海外への販路拡大は行っていなかった。

生産されたもののうち糖度が低いものは加工品にしており、それについては、地元商社経由で平成○年からB国へ輸出をしているが、年間○キロであり、当社の全出荷量の1%にも満たない。

しかし、長期保存技術の確立と知名度が上がるにつれて××××の流通量が増え、近年では安価な△△産が地元でも流通するようになった。昔に比べて長距離輸送への障壁が低くなったこと、販売量が減少傾向にあること、加えて過去の商談会で知り合ったA国のバイヤーからの強い引き合いを受けていたことから、令和○年●月の役員会にて、海外にも販路を拡大し地元依存しない販売体制を整備する方針を決定し、社内一丸となって輸出の取組んでいる。

海外市場への参入については、引き合いのあったB国に加えて、加工品で輸出実績があり現も取引のあるA国をターゲットにしたいと考えている。

また、後述する規制に対応するためには、施設の一部改修が必要であるため、農林水産省の補助事業である「食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業」を活用して施設等の整備を行いたいと考えている。

【ターゲット国のニーズ及び規制等】

輸出に向けた商談会等への参加状況及び輸入商社等との相談状況を記載してください。

○A国

① ニーズ

A国では××××を◎◎するなどして食べる文化があり、日本からも以前から××××が輸出されていたが、現地で食されているものと比較し、～～～。また現地では、～～～な味や食感が好まれている。近年では、▽▽で取り上げられたこともあり、SNS等を通じて海外でも認知度が高まっている。加えて、○月×日に行われた○○主催の商談会へ参加し、**現地バイヤー複数人に対してヒアリング**を行うとともに、同年に現地を訪問し市場調査を行ったところ、××種▼型のものは、特に富裕層を中心に広がっており、大手スーパーマーケットでは、1キロあたり○○円程度で販売されている。需要増加に伴い取引価格も右肩上がりな状況であり、近年では××××を使った菓子類の製造も盛んに行われていることから、需要は今後も続くと思込んでいる。商談会で知り合った現地バイヤーから取引の話も出ており、取引条件の確認と価格交渉を行っている。

相手先国のバイヤーから国際認証の取得を求められている旨を記載してください。

② 規制等

A国では○○法に基づいて農薬の使用規制があり、××類の農薬は使用できない。また生産物に対しても▼▼類・■■類・▽▽類の残留農薬検査を行い、○ppm未満であることを証明する検査証明書を通関時に提出する必要がある。併せて、現在商談を進めているA国のバイヤーからは、**品質に関する国際認証である△△△△の取得を契約の条件とされている。**

認証を取得するためには、基準に適應した施設の整備に加えて、HACCPに基づく管理や食品防衛計画の作成も必要になる。現在の空調設備では、室温を一定以下に下げることができず、虫による食害や○○菌の繁殖を防ぐことができない等の指摘を複数受けており、これらの対応が必要である。また、社員への教育に加えて、トラブル発生時の対応マニュアルを作成し、運用する必要もある。

○B国

① ニーズ

3 課題と取組内容(輸出の拡大を図るため、生産、製造、加工、物流、販売等の改善を図る取組を記載)

※農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略における輸出重点品目ごとの輸出目標を踏まえた内容を記載すること。

○前述の「ターゲット国のニーズ及び規制等」を踏まえ、国ごとに、「生産（製造）」・「加工」・「物流」・「販売」等の段階に分けて、**それぞれの課題と解決に向けた取組内容を記載**してください。生産においては、対象品目毎の作付面積、生産量等の生産概況に係る現状値と目標値についても記載してください。

※該当がない部分は、省略して構いません。

○当該取組が、**どのターゲット国を対象とするものか、事業実施期間のいつ頃取組むのか**についても明確に記載してください。

○課題と取組はそれぞれ対応するように記載してください。（下記も記載例参照）

○実行戦略における輸出重点品目ごとの輸出目標等を踏まえた内容を記載してください。

○「7 資金計画」で活用を希望する事業がある場合は、その内容を記載してください。

○HACCPハード事業を活用した規制対応を行う場合、どのような規制に対し、どのような対応・取組を行うかを記載してください。

(記載例)

(1) ○○国

課題等が国ごとに異なる場合は、国別にご記載ください。

①課題

【加工】

○○商品の輸出に際し、輸出先国バイヤーから国際認証（ISO22000等）の取得を求められているが、現在の施設では○○の理由から取得が困難な状況にあることから、HACCPハード事業により、○○機器の導入等を行い、・・・。

【物流】

○○国への輸出には、生産・加工・流通施設とも認定施設である必要があり、認定商品の○○を安定的に輸出するため、冷凍保管倉庫についても施設認定の取得を計画しているが、コンサルより○○の改修が必要と指摘されているため、HACCPハード事業により、・・・。

いつ頃、どのような取組を行うのか、具体的にご記載ください。

②課題解決に向けた取組内容

【加工】

○○国の取引先が求めるISO22000認証の取得に向け、専門家のアドバイスを受けながら、新規加工製造機器の選定及び導入等を行う。具体的には、令和●年にHACCPハード事業を活用した機器整備等を実施し、●年には専門家の指導を受けつつISO認証を取得するとともに、○○などの取組を・・・。

【物流】

○○国への輸出に必要な施設認定を取得するため、令和●年にHACCPハード事業による○○の改修を実施し、●年はコンサル指導を受けつつEU・HACCP認証の取得や商社等を通じた具体的な商談等の取組など・・・。

| | 〇〇年度 | | | | △△年度 | | | | □□年度 | | | |
|----------------------------|-----------------|------------|-------|-------|----------|-------|-------|------------|----------------|-------|-------|-------|
| | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
| 生産(製造) | | | | | | | | | | | | |
| 輸出先国・地域の残留農薬基準に対応した栽培体系の検討 | | 関係機関にて内容検討 | | | 栽培体系案の検証 | | | 結果の検証・案の改良 | | | | |
| 〇〇 | | | | | | | | | | | | |
| △△ | | | | | | | | | | | | |
| 加工 | | | | | | | | | | | | |
| 〇〇認証取得 | | 講習受講・認証準備 | | | | | | 認証 | | | | |
| △△ | | | | | | | | | | | | |
| 流通 | | | | | | | | | | | | |
| 〇〇 | 以下、上記と同じイメージで記入 | | | | | | | | | | | |
| △△ | 以下、上記と同じイメージで記入 | | | | | | | | | | | |
| 販売 | | | | | | | | | | | | |
| 〇〇 | 以下、上記と同じイメージで記入 | | | | | | | | | | | |
| △△ | 以下、上記と同じイメージで記入 | | | | | | | | | | | |
| 予定輸出先国・地域 | 〇〇、△△ | | | | 〇〇、△△、□□ | | | | 〇〇、△△、□□、××、◎◎ | | | |
| 目標輸出金額 | ●●万円 | | | | ▲▲万円 | | | | ■■万円 | | | |

このような「ロードマップ」を作成しておく、いつどのような取組みを行う予定なのか、整理できます。

4 現在の商流の状況と今後の商流の展開

○「現在の商流の状況」と「今後の商流の展開」について、現在と今後の違いが明確になるように記載してください。必要に応じて、図等を用いて補足してください。

○「2 背景と根拠」「6 現状及び目標」の記載内容と整合がとれるように記載してください。

(記載例)

【現在の商流の状況】

(1) A国

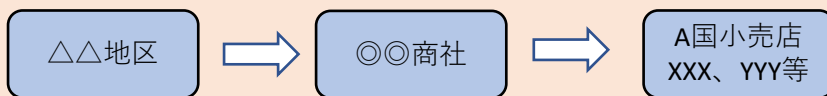


(2) B国



【今後の商流の展開(認定取得製品の商流)】

(1) A国



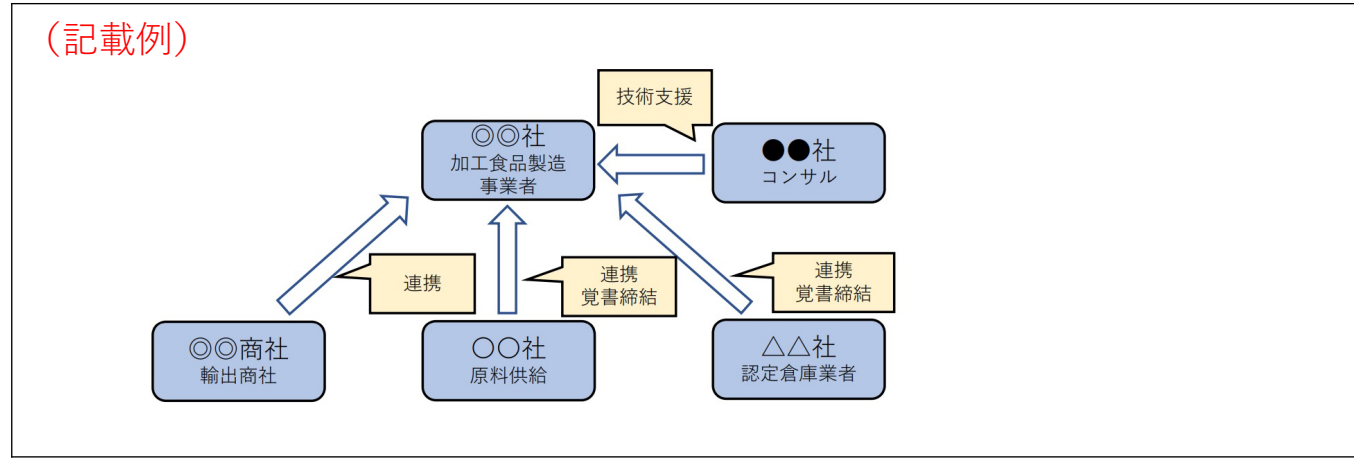
(2) B国



商流等が国ごとに異なる場合は、国・地域別に記載してください。

5 事業の組織体系図及び連携体制図

- 輸出にあたって連携する関係者や専門家（JETRO、HACCP等の認証取得の専門家など）との関係とそれぞれの役割を記載してください。
（必ずしも「PDCAサイクル図」を記載する必要はありませんが、PDCAサイクルを回すことが可能な体制が整備されている必要があります。）
- 個社名が特定できる関係機関は、事業者名などを具体的に記載してください。



6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標

(輸出品目:〇〇〇〇) ①

| | | 現状 (令和〇年) | 目標年 (令和〇年) ③ | 備考 |
|---------------|--------------|--------------|-----------------|----|
| ▲▲地区 ④ | 輸出額(円) | ② | ② | |
| | 輸出量(t) | | | |
| | 輸出先国 | ⑤ | | |
| | 生産量/取扱量(t) ⑦ | ⑥ | | |

※ 生産地区が複数にわたる場合については、それぞれ別葉で記載すること。
 ※ 目標とする時期は、事業計画最終年の1年間とする。

- ① 当該輸出事業計画で取り組む品目を記載し、複数産品による申請の場合は、適宜セルを追加の上、輸出対象品目ごとに記載してください。
- ② 輸出額の集計期間の実態に即して、適宜「年度」に変更してください。
(HACCPハード事業の成果目標年度と合わせることも可能です)
※年度は必ずしも4/1~3/31ではなく、申請者における事業年度でも構いません。
- ③ 「目標年」は、事業実施期間の最終年度を記載してください。
- ④ 生産地区が複数にわたる場合については、可能な限りそれぞれ別葉で記載してください。
- ⑤ 省略せず、すべての国・地域名を記載してください。輸出先国・地域が多い場合、セルは適宜広げていただいて構いません。「2輸出に当たってのニーズの把握状況(背景と根拠)」「4現在の商流の状況と今後の商流の展開」と整合がとれるように記載してください。
- ⑥ 片方だけに該当する場合は、「生産量/取扱量(t)」は「生産量(t)」または「取扱量(t)」に修正ください。なお、単位については、品目に応じて、適宜変更頂いて構いません。
- ⑦ 生産量と取扱量のどちらかを選択して記載してください。

7 資金計画

(単位：千円)

| 年度 | 事業内容 | 事業費 | 内訳 | | 備考 |
|-----------|------------------------|-----------|--|---|-----------------------------------|
| | | (必要な資金の額) | 設備資金(調達方法・金額) | 運転資金(調達方法・金額) | |
| 令和 〇年度 | 〇〇加工場の設備 | 400,000 | 令和△年度 HACCPハード 事業補助金： 100,000千円 農林水産省・食 品輸出基盤強 化資金： 140,000千円 融資(〇〇銀 行)：100,000千 円 自己資金： 100,000千円 | 農林水産物・食 品輸出基盤強 化資金： 100,000千円 融資(〇〇銀 行)10,000千円 自己資金： 10,000千円 | 食料システム機構の債務保証 (〇〇銀行) 農地法の特例 |
| | HACCP認定取得のための の現場指導 | 1,000 | | 令和△年度 HACCPハード 事業補助金： 補助金： 541千円 自己資金： 500千円 | |
| 令和 〇年度 | | | | | |

○輸出事業計画とリンクした輸出予算事業の活用、公庫の制度資金の活用、その他輸出事業計画策定に係る各種支援措置を希望する場合には必ずご記載頂くようお願いいたします。

○借入金・補助金等については、計画申請時点における予定を記載してください。

○公庫資金（農林水産省・食品輸出基盤強化基金）を活用する場合、借入希望額は事業費の自己負担額の8割以内になるように記載してください。

【内訳（設備資金・運転資金）】

関連事業による支援を受けたい場合は、内訳欄に活用予定の資金名、補助事業名等調達方法及びその金額を記載してください。

【備考欄】

- ・上記の他に農地法の特例を受けたい場合は、備考欄に活用予定の支援策を記載してください。
- ・公庫資金（農林水産省・食品輸出基盤強化基金）を活用する場合、様式1-1を提出してください。

8 その他特記事項等

これまでの項目以外で、何か特筆すべき点がある場合は、記載してください。

※直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合は、事業内容の概要を記載した書類)を添付すること。

○決算時に事業報告書を作成していない場合は、別途作成をお願いします(任意様式)。

○都道府県や市町村等が申請者となる場合は、事業報告書、貸借対照表(B/S)、損益計算書(P/L)の添付は不要です。

別添

| | | |
|--------------------|-----------|--|
| 都道府県の担当者名 及び連絡先 | 都道府県名: | |
| | 氏名(ふりがな): | ○品目により担当窓口が異なる場合がありますので、各都道府県の窓口にお問い合わせの上、担当者名を記載してください。 ※提出時に都道府県を経由しない場合は、記載する必要はありません。 |
| | 所属(部署名等): | |
| | 役職: | |
| | 電話番号: | |
| | FAX: | |
| | E-mail: | |
| 申請者の担当者名 及び連絡先 | 申請者団体名: | |
| | 氏名(ふりがな): | |
| | 所属(部署名等): | |
| | 役職: | 2者以上による共同申請の場合は、適宜セルを追加の上、記載してください。 |
| | 電話番号: | |
| | FAX: | |
| | E-mail: | |

・輸出事業計画の認定規程第5の1の規定に基づく支援チームのサポート等の対象となろうとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。

HACCPハード事業を活用する場合は該当しますのでチェックしてください。

・輸出事業計画の認定規程第5の2の規定に基づく関連事業による支援の対象となろうとする計画又はGFPグローバル産地づくり推進事業活用産地で計画の認定を申請する方はチェックしてください。

P2の輸出事業計画の種類の①～③に該当する場合は、チェックして下さい。

・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第39条の規程により、農地法の特例を受けようとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。

の場合、都道府県による内容の確認が必要となります。

農地法の特例を受けようとする場合（P2の輸出事業計画の種類⑤に該当する場合は、チェックして下さい。
※申請前に、事前に農業委員会にご相談をお願いします。

・株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による資金の貸付けの対象となろうとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。この場合、本計画の内容について同社に提供されることとなります。

P2の輸出事業計画の種類⑥のうち公庫による資金の貸付を受けようとする場合は、チェックして下さい。
※申請前に、事前に公庫にご相談をお願いします。

・租税特別措置法第13条の2または第46条の2の規定により割増償却の適用を受けようとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。

HACCPハード事業活用者は割増償却の適用を受けることができませんので、チェックしないでください。

・食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の特例（債務保証）を受けようとするとき、又は第42条の規定により、株式会社日本政策金融公庫法の特例（スタンドバイ・クレジット）を受けようとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。

P2の輸出事業計画の種類⑥のうち公庫法の特例（スタンドバイ・クレジット）を受けようとする場合、又は種類⑦に該当する場合は、チェックして下さい。